

お知らせ

寄贈いただきました

株式会社サニーハウス・ア
ダチ様から、ポータブルステ
レオCDシステム5台を寄贈
いただきました。
市内の小中学校にて、大切
に使わせていただきます。
— ありがとうございます。

平成27年度臨時福祉給 付金の支給の準備を 進めています

■支給対象

基準日(平成27年1月1日)
時点で下野市に住民登録され
た方(外国人を含む)で、平
成27年度分の住民税が非課税
の方

※基準日に市内に住民登録が
ない方は、住民登録されて
いた市町村で申請してく
ださい。

※課税されている方の扶養親
族及び生活保護の受給者
である場合などは除きま

す。

■支給額

1人につき6,000円

■申請受付スケジュール

支給対象となり得る方には
8月下旬に通知書を送付予定
です。

申請期間は9月から2月末
までの6か月間を予定してい
ます。

詳しくは、順次お知らせし
ます。

※確定申告または住民税の申
告がお済みでない方は申
告をお願いします。

振り込め詐欺や個人 人情報の搾取にご 注意ください!

ご自宅や職場などに市町村
や厚生労働省の職員をかたつ
た電話がかかってきたり、郵
便が届いたら、市役所や警察
署(または警察相談専用電話
(#9110))にご連絡くだ
さい。

■問い合わせ先

社会福祉課 ☎(52) 1112

7月分から子ども医療費助成の現物給付の対象年齢を拡大しました

平成27年7月診療分から、
県内医療機関等での現物給付
の対象を中学3年生修了(15
歳に達する日以後の最初の3
月31日)まで拡大しました。
制度の変更に伴い、小学生・
中学生のお子様へは6月下旬
に新しい受給資格者証を発送
しました。(これまで使用し
ていた受給資格者証は返納ま
たは破棄してください。)

※未就学のお子様は、これ
まで使用していた受給資格者
証を継続してご利用ください。
今後、小学校へ入学される
お子様へは、入学前(3月下
旬)に受給資格者証をお送り
します。

■助成の流れ

○現物給付
県内の医療機関等を受診す
る場合、「こども医療費受給
資格者証」及び「お子様の健
康保険証」を提示することで、
窓口での入院・通院・調剤に
かかる保険診療分の負担金に
ついて支払いがなくなります。

○償還払い

県外の医療機関等を受診す
る場合や、小学生以上のお子
様の県内の一部医療機関での
受診(整骨院、接骨院での柔
道整復関係等)の場合は、医
療機関等の窓口で保険診療分
の負担金をお支払いいただき、
診療月の翌月から1年以内に
市に「こども医療費助成申請
書」で申請してください。

■注意点

① 「こども医療費受給資格
者証」及び「お子様の健康保
険証」を提示しない場合、現
物給付を受けることができま
せん。保険診療分の負担金を
支払った場合は、償還払いの
申請をしてください。

② 重度心身障がい者医療費
助成またはひとり親家庭医療
費助成の対象となっている中
学生以下のお子様についても、
こども医療費が優先され、
前記助成の流れのとおりとな
ります。

③ 制度の拡大で現物給付の
対象となる方の平成27年6月
以前の診療分については、従

来どおり申請期間内に償還払
いの申請をしてください。
④ 独立行政法人日本スポー
ツ振興センターが実施する災
害共済制度に該当するけがや
疾病については、共済制度が
優先となりますので、現物給
付の対象とはなりません。

対象区分	資格者 の給付 受給者	6月までの診療分		7月からの診療分	
		県内	県外	県内	県外
未就学児	ピンク	現物給付	償還払い	現物給付	償還払い
小学生 中学生	ベージュ	償還払い			

■問い合わせ先

社会福祉課 ☎(52) 1112